

## 令和5年第11回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和5年11月16日(木) 午後2時00分 (開会:午後2時00分 ~ 閉会:午後2時25分)
場 所	筑西市倉持1138 筑西市立明野中学校コミュニティホール
出席者	教育長:小室高志、教育長職務代理者:塚本真実、教育委員:草間武、教育委員:山口雅敏、教育委員:岡野陽子
欠席者	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長:鈴木敦史、次長:島村信之、次長:池田いずみ、学務課長:根本薫、指導課長:木村成雄、 学校給食課長:濱野訓枝、義務教育学校整備課長:市塚文夫、生涯学習課長:成田佳輝、地域交流センター長:海老澤敦司 生涯学習センター長:長本敏介、明野公民館長:大武喜義、協和公民館長:日向繁樹、美術館副館長:小栗美代子 学務課学校総務係課長補佐:木村拓夫、学務課学校総務係主任:根本知尋
議 案	議案第41号 令和5年度筑西市一般会計補正予算議案(第5号)の市議会提出について 議案第42号 令和5年度筑西市一般会計補正予算議案(第6号)の市議会提出について 議案第43号 筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について
議事の概要	教 育 長: ただ今より、令和5年第11回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、2. 報告事項に入ります。(1) 教育委員会事務の点検及び評価結果について、説明をお願いします。 学 務 課 長: 報告事項(1)教育委員会事務の点検及び評価結果について、ご説明します。 評価結果の報告の前に、今年度から、評価の実施方法が変更となりましたので、ご説明します。教育委員会事務の点検及び評価については、これまで「筑西市教育委員会事務評価委員会」を設置し、会議を年に2回ほど開催して、教育委員会所管の事務の評価・点検を実施していました。今年の2月に、文部科学省から「市長部局で行っている行政評価と併せて行っても差し支えない」という主旨の通知があり、これを受けて、今年度の教育委員会事務の点検・評価については、市長部局の企画部企画課で実施している事務事業の外部評価と合わせて実施していただきました。先日、11月14日付けで企画課から今年度の外部評価結果の公表がありましたので、今回の定例会にて結果の報告をさせていただきます。

令和5年度外部評価対象事務事業のうち、教育委員会が所管している事業は『4. 小中一貫教育推進事業』と『5. 小学校入学祝品支給事業』の2つの事業です。まず、『4. 小中一貫教育推進事業』の評価結果ですが、進捗状況は「順調である」、来年度の方向性は「拡充」との評価をいただいています。主な意見としては、「明野五葉学園がモデルとなると思う。多方面からの課題を取り上げ解決して欲しい。他中学校区での取り組みも継続してほしい。」、「少子化に伴い統合は避けられない。速やかな推進を希望する。」といった意見が寄せられています。

次に、『5. 小学校入学祝品支給事業』の評価結果ですが、進捗状況は「順調である」、来年度の方向性は「現行どおり」との評価をいただいています。主な意見としては、「3色の色についても良いと思う。」、「定着している事業なので継続してほしい。」といった意見をいただきました。全国的に話題となっているランドセルの「重さ」については、「現行のままが良いのではないか」とのご意見をいただきました。ただし、「今後、さらなる軽量化の要望等があった場合には、検討が必要」とのご意見も頂戴したところです。

報告は以上となります。

教 育 長： ただいま、報告事項（1）についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。続きまして、3. 議事に入ります。議案第41号「令和5年度筑西市一般会計補正予算議案（第5号）の市議会提出について」、説明をお願いします。

義務教育学校整備課長： 議案第41号「令和5年度筑西市一般会計補正予算議案（第5号）の市議会提出について」、ご説明します。令和5年筑西市一般会計補正予算（第5号）として、債務負担行為補正の追加を11月17日の臨時議会に上程させていただくものです。内容としましては、事項名・明野五葉学園スクールバス運行委託、期間は令和6年度から令和10年度まで、限度額は10億5,960万円です。これは、来年4月から明野五葉学園においてスクールバスを運行するため、今年度中にバス事業者と契約を締結する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

第3回市議会定例会に同事項の債務負担行為補正を上程させていただきましたが、国土交通省において、令和5年8月25日付にて、貸切バスの運賃・バスの料金下限額を引き上げる改定が行われ、上程させていただいた債務負担行為の額では、運行業務委託料が不足する見込みとなり、議案の取下げをさせていただきました。この度、新運賃での運行委託料を精査しましたので、改めて債務負担行為補正を上程させていただくものとなります。

スクールバスの利用児童数ですが、9月末からスクールバス利用希望本調査を実施し、10月時点で391名の

児童がバスの利用を希望しています。運行日・運行日数については、207日を予定しています。スクールバス利用希望者結果を基に、運行ルート、バスの車種、台数の見直しを行い、運行ルートは、17ルートから19ルートに変更、車種・台数は、マイクロバス（21人乗り）11台、中型バス（27人乗り）7台、中型バス（37人乗り）2台の合計20台を見込んでいます。

債務負担行為設定額については、見直した運行ルート、車種・台数による見積書を、スクールバス運行に協力いただけると回答いただいた市内事業者から徴取し、それらを勘案し設定しています。これにより、1年間の債務負担行為額を2億1,192万円と見込み、令和6年度から令和10年度までの5年間の、債務負担行為を10億5,960万円と試算させていただきました。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、議案第41号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

草 間 委 員： 保護者の負担はどうなりますか。

義務教育学校整備課長： 保護者の負担は月額2,000円となります。8月はバスの運行はないため、年間で22,000円の負担をお願いします。兄弟等、一世帯で2人目の利用者がある場合は、2人目の方の月額は半額の1,000円、3人目からは無料となります。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、議案第41号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第41号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第42号「令和5年度筑西市一般会計補正予算議案（第6号）の市議会提出について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第42号「令和5年度筑西市一般会計補正予算議案（第6号）の市議会提出について」、ご説明します。令和5年度筑西市一般会計補正予算第6号につきましては、11月29日から開会予定の、第4回筑西市議会定例会に提出する補正予算議案となります。

はじめに、歳入予算補正です。主管課・学務課、項目・寄附金、補正額・120万円の増額補正をお願いするものです。内訳は、株式会社ヤマイチ様から100万円、筑波銀行様から20万円、それぞれ教育関係事業への指定寄附をいただいたものです。用途については、歳出の部でご説明します。

続いて、主管課・学務課、項目・雑入、補正額・7千円の増額補正をお願いするものです。内容は、会計年度任用職員の雇用保険料です。事業の概要は、歳出の部でご説明します。

次に、歳出予算補正についてです。主管課・学務課、事業名「医療的ケア児支援事業」、補正額・149万7千円の増額補正をお願いするものです。事業概要ですが、学校生活を送るうえで、日常的な医療行為（医療的ケア）が必要な児童が、来年度、小学校に入学する予定であることから、この児童を受け入れるために設置する「医療的ケア安全委員会」の委員の報酬や、実際に医療的ケアを行うために会計年度任用職員として雇用する、看護師の資格を有する支援員の人件費を計上するものです。

続いて、主管課・学務課、事業名「小学校教育振興事業」、補正額・40万円、また、事業名「中学校教育振興事業」、補正額・60万円としてそれぞれ増額補正をお願いするものです。これは、歳入でご説明しました、株式会社ヤマイチ様から頂戴した100万円の指定寄附を、各校の図書購入費に充当するものです。充当先は、小学校は、関城東小学校、新治小学校、古里小学校、小栗小学校の4校、中学校は全6校に、10万円ずつ充当する予定です。

続いて、主管課・学務課、事業名「中学校運営関係費」、補正額・20万円の増額補正をお願いするものです。内容については、歳入の部でご説明しました、筑波銀行様からの指定寄附により、関城中学校に朝礼台を購入させていただくものです。

続いて、主管課・地域交流センター、事業名「地域交流センター管理運営事業」、補正額・129万7千円、また、事業名「下館地区公民館管理運営事業」、補正額・94万3千円としてそれぞれ増額補正をお願いするものです。内容については、各地区の公民館において、「公民館」から「コミュニティセンター」に名称を変更するため、その準備として、受付印や各種申請書、看板等を作成するものです。

次に、債務負担行為補正です。令和6年度、来年度4月当初から、それぞれの事業をスタートできるよう、今年度中に契約行為等の準備をする必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。個別の事業につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第42号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

塚 本 委 員： 医療的ケアを行うため、支援員を配置するとのことですが、入学予定の医療的ケアが必要な児童は普通学級に通う予定ということですか。

学 務 課 長： 普通学級に通う予定です。普通学級で通常通りに授業を受けることに問題がないと聞いています。ただ、養

護教諭等が行えない医療的なケアが日常的に必要となるため、支援員の配置が不可欠となります。

草間委員： 支援員は常駐する予定なのか。

学務課長： 常駐を前提に、複数名の支援員を雇用するために予算を計上させていただいています。

草間委員： 真岡市義務教育委託について説明をお願いしたい。

学務課長 筑西市の樋口地区から真岡市の久下田地区の学校に通っている児童生徒に係る委託金となります。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、議案第 42 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各委員： 【挙手全員】

教育長： 挙手全員であります。よって議案第 42 号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第 43 号「筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について」、説明をお願いします。

学務課長： 議案第 43 号「筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について」、ご説明します。  
条例の制定の理由・目的等ですが、来年度から市立小学校に日常的に医療行為が必要な児童が 2 名入学であることから、学校における医療的ケア実施の適否の協議、実施計画・実施経過の確認等を行い、教育委員会に報告することを目的とした「医療的ケア安全委員会」を設置します。また、当該委員会の設置に伴い、委員となった医師に対する報酬の額を設定するものです。

委員会の設置に伴い、筑西市附属機関に関する条例の別表第 1 項の表中に、「医療的ケア安全委員会」の事項を追加しています。また、改正条例の附則により、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行います。改正箇所については、別表第 3 第 1 項の表中に医療的ケア安全委員会の委員（医師）の報酬を追加しています。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

教育長： ただいま、議案第 43 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。それでは、議案第 43 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各委員： 【挙手全員】

教育長： 挙手全員であります。よって議案第 43 号について、原案どおり可決いたします。

## 協 議

続きまして、4. 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和5年第11回筑西市教育委員会定例会を閉会します。